

前橋市監査委員公表第3号

前橋市長から財政援助団体監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和2年5月8日

前橋市監査委員	根	岸	隆	夫
同	田	村	盛	好
同	阿	部	忠	幸
同	金	井	清	一

財政援助団体監査結果に係る措置通知書

措置日 令和2年3月30日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象団体：前橋市難病友の会】</p> <p>1 団体の出納事務について（指摘事項）</p> <p>団体の出納事務において、通帳及び印鑑の管理、現金の取扱いを会計担当者が1人で行っており、チェック機能が働いているとは言い難い状況であった。</p> <p>出納事務については、事故防止や不正防止の観点から、複数人で処理する体制を整備するよう改善されたい。</p>	<p>出納事務については、令和2年度から出納帳簿の実務者と通帳・印鑑の管理者を分離することを決定した。</p> <p>また、4か月に1回、2人の会計担当者のほか、会長、副会長、事務局長のいずれかが加わり、帳簿類と現金・預金の照合を行い、事故防止・不正防止を図るよう改善することを決定した。</p>